

文京区禁煙外来治療費助成事業の実施について

1 概要

(1) 目的

区民の禁煙に向けた取組を助成することで、がん予防対策等を推進し、区民の健康の維持および増進を図る。

(2) 対象者・定員

満20歳以上の文京区在住者・定員100名

(3) 助成対象経費

医療機関における禁煙外来に係る医療費及び薬剤費の本人負担額

(4) 助成額

禁煙治療にかかった自己負担額(上限1万円)

(5) 実施期間

平成31年5月から募集開始、3年間の継続事業

2 実施方法

①健康推進課に事前登録

②治療開始

医療機関における禁煙外来治療（おおむね12週間で5回の診療）

③希望者に対して、随時、応援メールを送信

④治療終了後、健康推進課に助成交付申請

⑤助成決定と合わせて、禁煙終了証書等を提供

3 周知方法

区報（4/25号）、ホームページ等による周知

4 スケジュール

平成31年4月	区報（4/25号）、ホームページ等による周知およびチラシ・ポスターの配布（予定）
5月	禁煙デー 講演会開催 文京区禁煙外来治療費助成事業開始